

2. 「子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)」の アセスメント基準とその社会的対応に関する研究 (3)

— 子ども虐待に関する多職種間のビネット調査の比較を中心に —

児童家庭福祉研究部	高橋 重宏
調査研究企画部	庄司 順一
駒澤大学大学院・嘱託研究員	中谷 茂一
児童家庭福祉研究部	山本 真実
埼玉県大宮小児保健センター	奥山 真紀子
愛育病院	加部 一彦
ルーテル学院大学	加藤 純
厚生省児童家庭局企画課	才村 純・北村 定義

要 約

本研究は、3年計画で「子どもの権利に関する条約」に準拠した「子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)」のアセスメント基準とその社会的対応のあり方等について研究を行うものである。最終年である今年度は、昨年度実施した児童相談所の児童福祉司及び心理職を対象としたビネット調査を保母・保父、医師、看護婦、保健婦に拡大し、異職種間での子どもの虐待についての意識の違いを比較した。その結果、児童相談所専門職員が他職種と比べ必ずしも意識が高いとはいえないことが明かとなった。本調査結果を子どもへの不適切な関わりのアセスメント基準とその社会的対応システムの策定に反映させたい。

見出し語 子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)、子どもの虐待、ネグレクト、アセスメント

An Assessment Standard For Child Maltreatment and it's Social Application: A New Framework based on Vignette Study (3)

Shigehiro TAKAHASHI, Junichi SHOJI, Shigekazu NAKATANI, Mami YAMAMOTO,
Makiko OKUYAMA, Kazuhiko KABE, Jun KATO, Jun SAIMURA, Sadayoshi
KITAMURA

Abstract: As a part of a three-year project focused on the "Convention on the Rights of Children", this research aims to develop an assessment standard for child maltreatment and it's social applications. During this fiscal year, which marks the final year of the three-year project, we completed the vignette study surveys with child welfare professional concerning their understanding of child abuse. This year, we have also expanded the pool of professional survey participants to include child day care center workers, physicians, nurses, public health nurses, and those in other fields of work, and compared their responses. The result clearly reveals that the specialized child welfare professionals working at the Child Guidance Centers were not necessarily more knowledgeable about child abuse issues than the other groups. The result suggestion urgent need for setting in place a clear assessment standard for child maltreatment and implementing these standards in social and child welfare settings.
Key Word: child maltreatment, child abuse, neglect, assessment

はじめに

本研究は3年計画で、「子どもの権利条約」に準拠した子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）のアセスメント基準とその社会的対応のあり方について検討を行ってきた。今年度の報告はその最終年度にあたるものである。はじめに、過去2年間の成果についての要旨を述べる。

I. 1年目・2年目の研究内容と知見の概要

1. 1年目：子どもへの虐待への定義の検討¹⁾

初年度は、子どもへの虐待に関する、従来のわが国における主要な定義、アメリカ（マサチューセッツ州、カリフォルニア州）、カナダ（オンタリオ州）の定義と根拠法を検討し、新たな定義として下記の4項目を提示した。

子どもへの虐待の定義：

①18歳未満の子どもに対する、②おとな、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（およそ15歳以上）による、③身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、ことばによる脅かし、性的行為の強要などによって、④明らかに危険が予想されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態。

2. 2年目：「マルトリートメント」概念の提示と児童相談所専門職員の判断と意識²⁾

2年目は以下に述べるように、初年度の定義を考慮した、新たな子どもへの虐待の概念の検討と社会的インターベンションの基準を考察するために専門家を対象としたビネット調査を行った。

2.1. 「子どもへの虐待」から「子どもへの不適切な関わり（Child Maltreatment）」への概念枠組みの移行

「虐待」に関する概念の再検討：

欧米では虐待行為の既遂だけでなく、未遂も含め、親以外の虐待者も想定している。一方、日本の定義は明確な身体的・心理的外傷を前提とし、虐待者を「親かそれに代わる保護者」としている。

また、日本では地域や学校・施設など家庭外における子どもへの虐待に関する言及が少ないが、ケアシステム内での虐待も想定し、福祉サービスシステムが犯すMaltreatmentへの注意も払われるべきである。

一方、日本では、「幼児虐待」、「児童虐待」、「子どもへの虐待」などの用語が、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトを総称してきた。しかし、英語の「abuse」と日本語の「虐待」はそれが指す意味とニュアンスに質的な隔たりがあるといえ、「abuse」が内包している濫用、悪用、誤用という意味が「虐待」では必ずしも的確に表されていない。また、「虐待」という言葉は身体的虐待に代表されるような、肉体的なダメージを伴う重篤なケースを連想させる。これは次のような点で問題となる。

①「虐待」の語のイメージが、ネグレクトなど養育に関する知識の不足や無関心による子どもへの被害の認識を阻む。ネグレクトは不適切な関わりの中でも行為者が認識しにくい側面を持っている。また、一般市民や、子どもの福祉に関わる者の認識も差異が出やすいところである。ネグレクトを含む子どもへの不適切な関わり of 包括的な認識の促進という見地からは、「虐待」の用語の妥当性には疑義があるといえる。

②法的、教育的、治療的介入に対する虐待者の抵抗感をもたらす。特に教育的介入のみで不適切な行為が解消されるようなレベルやネグレクトの多くのケースでは、「虐待」という名目で介入が行われることに心理的抵抗感を覚えることが予想される。自分の行為が「虐待」に該当することを自覚していない場合、「なぜ、これが虐待なのか」「こんな程度で虐待者として介入を受けるのか」という反応を引き起こし、ソーシャルサービスを拒否し、介入効果の有効性をはじめから阻害することになってしまう。また、予防的な教育プログラムで講演や講習ををするとしても「虐待についての～」という演題では自分とは無関係であるとしたり、自己の子どもへの行為に悩み何らかの情報を求めている人がそれに参加することに抵抗感をもつことも考えられる。こうした虐待者の自発的な治療・支援への参加とワーカビリティの促進という点からも適切な用語の検討が求められる。

2.2. Child Maltreatment（子どもへの不適切な関わり）という概念と類型

以上の点から、子どもへの虐待者の定義と類型、そしてその用語について、①虐待者とそれが行われる場を家庭内に限定しない、②「虐待」という語を用いることで生起する問題を考慮する、という二つの観点をふまえた新たなモデルを提示した。

まず、「子どもへの虐待」に代わる概念として「子どもへの不適切な関わり（Child Maltreatment）」を用いる。欧米の文献では虐待とネグレクトを包括的に指す語とし

て、「Child abuse and Neglect」「maltreatment」が使われることが多い。この場合「maltreatment」は「abuse」「neglect」の上位概念として用いられている。このmaltreatmentを上位概念として、オンタリオ州（カナダ）で用いられている「Child Maltreatment Code」を参考にした Child Maltreatmentの類型と用語の試案を提示した⁹⁾。

この類型では「不適切な関わり（Maltreatment）」を上位概念として、下位に「虐待（Abuse）」「ネグレクト[不適切な保護・養育、無関心・怠慢]（Neglect / Failure to provide）」「心理的に不適切な関わり（Emotional Maltreatment）」を位置させ、「虐待」が指す内容を身体的虐待と性的虐待という狭義の虐待とした。またネグレクトの日本語訳は「親が子どもの養育過程で」という仮定だけでなく、広く「子どもの保護に責任のあるおとな」という意味をもたせて「不適切な保護・養育、無関心・怠慢」とし、家庭外におけるネグレクトも視座に入れている。そして、心理的虐待と心理的ネグレクトを「心理的に不適切な関わり」の下位概念とした。

2.3. 学校など、家庭外でのMaltreatmentに関する認識の促進

①子どもの権利などの共通目標・理念の再認識、②社会的インターベンションのあり方と学校での不適切な関わりへの考え方の妥協点を見出していくこと、③学校内での目標の確認と教育方法のオルタナティブを生み出すようなコンサルテーションやインサース・トレーニングの開発。社会的インターベンションが“子どもへの不適切な関わり”という認識と結びつき、活性化されていくために、2年度では学校を取り上げたが、さらに具体的な研究を要請するものであること、その上位にウェルビーイングなどの基本的理念の洗練が必要である。

2.4. 児童相談所職員に対するピネット調査の結果と考察

2年度は、社会的なインターベンションのあり方を実証的に考察する第一段階として、児童相談所専門職員を対象としてピネット（想定事例）調査を実施した。以下はその概要である。調査票については基本属性の選択肢構成以外、後述する今年度の調査におけるものと同じである。

本調査は、わが国における児童福祉の現場で、子どもへの不適切な関わりがどのように捉えられ、認識されているか、また、専門機関への通報の必要性、児童相談所での対応に関する意識を明らかにし、くわえて、当該問題に関する研修効果を測定することを目的とした。

なお、同一の調査票を用い、調査設計が異なる2種類の調査を行った。①東京、千葉、神奈川、埼玉、大阪の大都市圏の児童相談所職員を対象としたもの、②全国社会福祉協議会が行った全国の児童相談所職員の研修参加者を対象とし、研修の第一日と最終日の計2回同一の調査項目に回答し、その研修効果の回答への反映を測定したものである。以降、前者を調査①、後者を調査②と記述する。

2.4.1 調査①

問A「左記に記された行為を虐待や放任だと思いますか。」

「虐待または放任である」、「虐待または放任の疑いがある」と回答された割合の上位にあがっているものは、①生命に危険を及ぼしたり、②外傷を伴う行為と、③性的虐待に関するものであり、それらのピネットは9割以上が「虐待または放任の疑いがある」、「虐待または放任である」と回答している。また、上位にある「心理的に不適切な関わり」に属するピネットは、「『殺してやる』と真剣な表情で包丁を突き付ける」と脅かしであるが場合によっては生命の危険を感じさせるものだけで、他は中位から下位に位置している。「ネグレクト」では、しばしば報道される車内放置のピネットが7割と高い他には、何らかの形で子どもを一人にする、または、おとなの目の届かない状態で放置しておくことについてはあまり問題にされていない。

なお、性的虐待に関するものがほとんど上位に位置している中で、欧米では性的虐待に該当する「親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る」、「親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる」は下位であった。

2.4.2 問B「児童福祉の現業機関に連絡や通告をする必要があると思いますか。」

全体的な傾向として、上位と下位では、問Aで虐待や放任、または疑いがあるとされた割合に対応しているのだが、行為への判断と通報の必要性に大きな差が表れたピネットも少なくない。約2割から3割の差があったものが次のピネットである。「親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく」「親が子どもを叩いたら、あざが出来た」「罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく」「罰として、子どもの頭をつるつるに刺る」「親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった」「罰として、子どもに長時間正座させる」。この6事例のうち、はじめの4事例は問Aではいずれも7割以上であったが、通報の必要性になると大幅に減少している。

注目すべきは、「罰として・・・」という前提のピネットが行為の判定に比べ通報の必要性が大きく低下している点である。「しつけ」行為に関し通報することの抵抗感や迷いが仮説として考えられる。

一方、「親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている」「子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない」は問Aでの割合に比べ通報の必要性が高くなっており、社会的なインターベンションへつなげていくことが望まれていることがわかる。それは、次の問Cの専門的対応の必要性で上位にあがることからもうかがえた。

2.4.3 問C「児童相談所ではどのような対応をするとうまいと思いますか。」

まず、親子分離の必要性が高いとされたピネットは問Aで上位にあがっていたものと同様である。逆に「対応の必要はない」とされた割合が高かったものは、「子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く」「子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育を強要する」「親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる」「罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる」である。

つぎに、面接や在宅での継続的な援助の必要性が高いとされたものは、子どもの発達・生命に関わるネグレクト、外傷が生じる身体的虐待である。

ここで注目すべきは、「親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている」「子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない」「幼児同志が刃物で遊んでいるのに止めない」が問Aで虐待・放任、またはその疑いがあるとする割合があまり高くなかった点である。ここから、ネグレクトの一部について「虐待・放任」とは認識しないが、何らかの専門的な対応が必要であると回答者は感じていると推察できた。

2.4.4 調査② 研修効果測定

調査②として、新しい概念やシステムに関する情報が「虐待・放任」の認識に影響を与えるとの仮説をたて、調査①の調査票で研修前と研修後に同一の調査を行うという実験的な手法を用い、その実証を試みた。

最も変化が大きかったものは「親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る」で、調査①においても問題とされておらず、本調査でも研修前に「全く問題ない」と「あまり問題がない」をあわせて3割を占めていた。しかし、研修後は問題ないとする回答はほとんどなくなり、虐待・放任、またはその疑いがあるとするものが半数近

くに達した。「乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない」「他のきょうだいと比べて『お前はダメだ』という」「親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった」も変化が大きい。

また、調査①で専門的対応の必要を感じるがネグレクトと認識されていなかった「子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない」に関しても研修後は8割が認識するに至った。

なお、「子どもの腹を足で蹴り上げる」が変動幅は少ないが有意水準が高いのは、「不適切」「虐待の疑い」が減少し「虐待である」とする回答数が大幅に増加したためである。すなわち虐待であるとの認識が明確になされるようになったといえよう。他に、「親が子どもを叩いたら、あざが出来た」「親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる」「親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている」「夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける」「親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない」も統計的に有意な差が測定された。

2.5. 判定基準の検討

診断基準や判定基準として従来提唱されてきたものを、「発見の指標」「行為の不適切度の指標」「子どもに生じたダメージの診断指標」「危険度予測の指標」に分けて整理した。この指標を組合せて判断することにより、介入をどの程度迅速に行うべきかという「緊急度の判断」や、どの程度の介入が必要なのかという「援助ニーズの判断」が可能になると思われる。

①発見の指標 (Red Flag) : 子どもへの不適切な関わりを疑う必要性を示す指標。②行為の不適切度の指標 : 子どもに対して行われている対応が適切か不適切か、不適切であるとすればどの程度不適切なのかを評価するための指標。この指標は大人側の行為そのものの深刻さについての評価をするものである。また、過去に起こった行為、あるいは現在進行中の行為についての評価を行うものである。③子どもに生じたダメージの診断指標 : 不適切な関わりの結果、子ども側に生じた心身のダメージを診断するための指標。医学的な診断や心理的な診断などが重要な位置を占める。具体的には、不適切な関わりによって生ずる可能性のある身体的症状や心理的症状などをリストアップしておくことが診断の参考になる。④危険度予測の指標 (Risk Factor) : 子どもへの不適切な関わりが発生または再発生する可能性を予測するための指標。「将来、子どもに危険があるのか」という未来について

の推定をする。発生可能性を高める要因（危険因子Risk Factor）がどの程度存在するかをアセスメント。要因を特定することにより、リスクを軽減するためのサービス提供の判断が可能となる。一方、家族が持つリソースについての診断も重要である。発生の可能性を低くする要因を特定することにより、その要因を維持あるいは増大させることにより、発生または再発生に歯止めをかける。

II. 本年度：専門職種間の判断・意識の差異

調査目的

近年、新しい概念やサービスシステムの研究がなされてきたが、専門職の間で十分にそれらが共有化されているとはいえない。今後、予防・支援・保護のサービスシステムを構築していく必要があるが、虐待や放任など、不適切な関わりに対して専門機関が介入していくには、介入に関して社会的なコンセンサスが得られ、かつ専門職員の認識枠組みと判断の平準化が図られていることが求められる。

本年度の研究では、過去2年間のプロジェクト研究の成果をふまえ、サービスシステム構築の足がかりとして、専門職種間の不適切な関わりへの認識の差異を明らかにし、今後のチームアプローチに関する議論を展開する基礎データを得ることを試みる。昨年度に実施した児童相談所（子ども家庭センター）の児童相談所専門職員、保健婦に続き、保母・保父、医師、看護婦を対象としたビネット調査(vignettes study)を実施した。ビネット調査とは短い事例文に対する回答を得て、回答者の考え方を把握解析する調査法である。

本調査は、①わが国における子どもに関わる専門職に、「子どもへの不適切な関わり」がどのように捉えられ、認識されているか、②専門機関への通報の必要性、③児童相談所での対応に関する意識③専門職種間における認識の差異を明らかにすることを目的とした。

調査前の仮説として、外傷を与えたり、生命を脅かす危険性の高い行為に関しては「虐待・放任」とする選択肢に回答が集中するが、心理的に不適切な関わりやネグレクト行為のなかでも直ちに生命に影響しないビネットの回答の選択には、ばらつきが生じることが予想された。

また、職種間で回答反応の差異が大きいビネットが出ることが予測された。

本調査票のビネットはすべて、マルトリートメントへの取り組みが進んでいる諸外国では「アブユーズ」、「ネグレクト」とされる行為である。

なお、専門職者が虐待に関し、一貫した定義を共有しないことを明らかにしたものとして次の先行研究があげられる。[Atterbury-Bennett, 1987]、[Dolder, 1976]、[Giovannoni & Becerra, 1979]、[Hazzard & Rupp, 1986]、[Hartman, Karlson, Hibbard, 1994]。このなかで、子どもへの虐待行為に関して、弁護士（検察側も含む）が他の虐待専門家よりも寛大に判断する傾向が報告されていたが[Atterbury - Bennett, 1987]、[Giovannoni & Becerra, 1979]、Hartmanら（1994）は、弁護士を対象としたビネット調査の結果から、従来考察されていなかった弁護士と検察側の比較分析を試みた。また、Feldmanらはネグレクト事例に関する医療スタッフの通告と判定について、所属しているセクションで差異があることを報告している。[Feldman, Monastersky, K. Feldman, 1993]

3. 対象と方法

調査は、職場における留置法と個別の郵送法によって行った。調査対象群とサンプルに関する詳細は以下のとおりである。

3.1. 調査対象群と属性

調査対象は、昨年度まで実施したものを含め5職種、合計1180人へのぼった。

児童相談所専門職員は、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・大阪府の5大都市圏の児童相談所職員全数を対象とし、職場で配布、後日回収した。

保母・保父は、神奈川県・東京都多摩地区の保育所職員へ職場ごと郵送により配布し、まとめて返送してもらった。サンプリングは保育所会員名簿による単純無作為抽出で行い、1保育所10票で167か所合計1670票送付した。なお、所長も含んでいる。

医師・看護婦は、それぞれ2つ、合計3つの集団を対象としてサンプルを集めた。一つは、岩槻市の埼玉県立小児医療センターにおいて、主任クラスの看護婦50人、医師65人を対象として配布・回収した。二つめは、新生児医療連絡会会員（1996年10月時点）の医師全数を対象として個人に郵送した。三つめは、東京都医療技術短期大学の看護教員養成講座の受講生を対象として教室における会場自記式で行った。

保健婦は、日本総合愛育研究所の研修会会場における会場自記式で実施した。

3.1.1 対象

それぞれの対象グループと調査法、回収状況は表1・表2のとおりである。概ね高い回収率を得ることができ

た。保母・保父は配布・回収とも郵送であったため、回収率が他職種と比較すると低いが、わが国における郵送法による回収率の平均的水準といえよう。

表1 対象グループと調査方法

職種	調査時期	調査法
児童相談所		
専門職員	1996年2月	留置法
保母・保父	1996年1～2月	郵送法
医師	1997年1～2月	留置法・郵送法
看護婦	1996年11～97年1月	会場自記式・留置法
保健婦	1995年9月	会場自記式

表2 職種別調査票回収状況

職種	配布数：回収数（回収率）：有効回答数
児童相談所	
専門職員	516 457 (88.6%) 452
保母・保父	1670 461 (27.6%) 436
医師	343 154 (44.9%) 145
看護婦	130 125 (96.2%) 125
保健婦	43 23 (53.5%) 22

3.1.2 職種別属性

職種別の性別と年齢構成は表3・表4のとおりである。児童相談所専門職員は、ほぼ男女半々、医師は男性が9割、保母・保父、看護婦、保健婦はほとんどが女性である。

また、年齢階層をみると、保母・保父は20代が4割、看護婦・保健婦は30代が6割、医師は40代が5割であるのが特徴的である。

表3 職種別の性別

職種	男性	女性	無回答
児童相談所			
専門職員	225 (49.8%)	214 (47.3%)	13 (2.9%)
保母・保父	7 (1.6%)	429 (98.4%)	0 (0.0%)
医師	129 (89.0%)	14 (9.7%)	2 (1.4%)
看護婦	0 (0.0%)	123 (98.4%)	2 (1.6%)
保健婦	0 (0.0%)	21 (95.5%)	1 (4.5%)

表4 職種別年齢階級 ()内は%

職種	20代	30代	40代	50代	60以上	無回答
----	-----	-----	-----	-----	------	-----

児童相談所	47	102	177	121	2	3
専門職員	(10.4)	(22.6)	(39.2)	(26.8)	(0.4)	(0.7)
保母・保父	182	114	93	38	9	0
	(41.7)	(26.1)	(21.3)	(8.7)	(2.1)	(0.0)
医師	1	54	69	21	0	0
	(0.7)	(37.2)	(47.6)	(14.5)	(0.0)	(0.0)
看護婦	31	72	18	4	0	0
	(24.8)	(57.6)	(14.4)	(3.2)	(0.0)	(0.0)
保健婦	2	14	5	0	0	1
	(9.1)	(63.6)	(22.7)	(0.0)	(0.0)	(4.5)

3.2 調査票の構成と回答方法

本調査は、職場で調査票を直接配布または、個人への郵送により、対象者が調査票に記入する自計式調査の形式をとった。

調査票は「子どもへの不適切な関わり」に該当する想定事例文（ビネット）を40項目挙げ、それぞれについて「問A 左記に記された行為を虐待や放任だと思いますか。」

「問B 児童福祉の現業機関に連絡や通告をする必要があると思いますか。」

「問C 児童相談所ではどのような対応をすると良いと思いますか。」と三つの側面から質問し、問Aは、①「全く問題ない」、②「あまり問題ない」、③「虐待や放任ではないが不適切だ」、④「虐待または放任の疑いがある」、⑤「虐待または放任である」、⑥「わからない」、

問Bは、①「明らかに必要ない」、②「多分必要ない」、③「どちらとも言えない」、④「多分必要である」、⑤「明らかに必要である」、

問Cは、①「対応の必要はない」、②「しばらく様子を見守る」、③「親、または子に1、2回面接をする」、④「在宅で継続的に援助する」、⑤「親子を分離する」という選択肢から自己の考えにあてはまるものを選んでもらった（別掲の調査票p.1を参照）。

4. 調査結果

統計処理はSPSSを用い、ビネットで提示した行為の

【調査1】 下記の各事例に関して、それぞれ3つの質問があります。あなたの考えに最も近い選択肢を選んで、その欄の数字を○で囲んでください。

《お願い》 各事例の状況設定があいまいなところは、自分なりに解釈してお答えください。

〈注〉問Bで言う「児童福祉の現業機関」とは、児童相談所、福祉事務所、保健所のことを言います。

- (1) 親がバチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく
- (2) 罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく
- (3) 親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている
- (4) 乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない
- (5) 夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける
- (6) 親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る
- (7) 子どもの腹を足で蹴り上げる
- (8) 他のきょうだいと比べて「お前はダメだ」と言う
- (9) 子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない
- (10) 親の性的満足のために自分の性器を子どもにもに触らせる
- (11) 親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった
- (12) 子どもが嫌がるのに、年令不相応な早期教育を強要する
- (13) 親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている

・・・・・・・・・・親子を分離する	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・明らかに必要ある	-2	-1	0	+1	+2	・・・・・・・・・・わからない	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・虐待または放任である	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・虐待または放任の疑いがある	0	1	2	3	4	虐待や放任ではないが不適切だ	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・あまり問題ない	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・全く問題ない	0	1	2	3	4
・・・・・・・・・・在宅で継続的に援助する	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・多分必要ある	-2	-1	0	+1	+2	・・・・・・・・・・わからない	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・虐待または放任である	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・虐待または放任の疑いがある	0	1	2	3	4	虐待や放任ではないが不適切だ	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・あまり問題ない	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・全く問題ない	0	1	2	3	4
親または子に1・2回面接する	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・どちらとも言えない	-2	-1	0	+1	+2	・・・・・・・・・・わからない	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・虐待または放任である	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・虐待または放任の疑いがある	0	1	2	3	4	虐待や放任ではないが不適切だ	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・あまり問題ない	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・全く問題ない	0	1	2	3	4
・・・・・・・・・・しばらく様子を見守る	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・多分必要ない	-2	-1	0	+1	+2	・・・・・・・・・・わからない	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・虐待または放任である	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・虐待または放任の疑いがある	0	1	2	3	4	虐待や放任ではないが不適切だ	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・あまり問題ない	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・全く問題ない	0	1	2	3	4
・・・・・・・・・・対応の必要はない	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・明らかに必要ない	-2	-1	0	+1	+2	・・・・・・・・・・わからない	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・虐待または放任である	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・虐待または放任の疑いがある	0	1	2	3	4	虐待や放任ではないが不適切だ	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・あまり問題ない	0	1	2	3	4	・・・・・・・・・・全く問題ない	0	1	2	3	4

認識における職種間の回答の差異を明らかにすることを試みた。

なお、40項目のうちの1つ（「子どもを叩いてしまった」と親が自ら保母や学級担任に相談する）のピネットについて、調査結果と回答者の意見から、回答しにくい事例設定であったことが前年度の調査で明らかになったが、前後のピネットへの反応の影響を回避するため、調査票にはそのまま記載し、集計分析の段階でこれを除いた39のピネットに関する回答を扱うこととした。

4.1. ピネットによる職種間の差異

問A・B・Cごとに回答反応の差異をカイ自乗検定の数値を参考に、表5～表7にあらわした。

回答された各選択肢の割合にほとんど差異がなかったピネットは、問Aで、「子どもの腹を足で蹴り上げる」、「子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育を強要する」、「太っているのを気にしている子に、親が『お前はいつ見てもデブだね』と言う」、「子どもに『あんたなんか生まれてこなければ良かった』としばしば言う」、「親が酒に酔うと、子どもを叩いている」、「罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる」の6つであった。

問Bでは、「子どもの腹を足で蹴り上げる」、「他のきょうだいと比べて『お前はダメだ』という」、「子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない」、「太っているのを気にしている子に、親が『お前はいつ見てもデブだね』と言う」、「親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる」、「子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く」、「『殺してやる』と真剣な表情で包丁を子どもに突き付ける」、「親が酒に酔うと、子どもを叩いている」、「親が子どもの世話をいやがり、ミルクを与える回数が不足している」、「子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れていかない」の10事例文である。

問Cは、「親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている」、「子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育を強要する」、「子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く」の3つである。

これら職種間で差異がみられなかったピネットは、いわば現時点で共通認識が得られているものであるといえるが、この「共通」は不適切な関わりに対する意識が高い水準で共有化されていることと同義ではなく、「あまり問題ない」行為としてとらえられているピネットも少

くない。それらは昨年度の調査の結果とほぼ同様の傾向であった。

また、明らかな有意差が認められた ($p < 0.001$) ピネットは、問Aと問Cに多くみられ、問Bの児童福祉現業機関への連絡・通告の必要性の判断は、他の間に比べ職種間の差異が相対的に小さいピネットが増えることがわかった。

4.2. 各職種の特徴と比較

つぎに、それぞれの職種による特徴を探ることにする。今回の調査は、職種間比較を行ったことで大変興味深い結果を得ることができた。そのうち特徴的なピネットをいくつか取り上げながら説明したい。全体の回答傾向からいえることは次の3点である。

一つは、同じ医療従事者である医師と看護婦とでは多くのピネットで明らかに回答の差が存在した。看護婦は全体的に不適切な関わりに対する意識が高く、「虐待または放任の疑いがある」、「虐待または放任である」とする割合が高くなる傾向がみえた。逆に医師は、医療的ケアの必要性が高いと思われるピネットにおいても他職種と比べ虐待・放任と認識する割合が低い傾向であった。

二つめは、保母・保父のグループだけが「虐待または放任である」とする割合が高いピネットが存在する一方で、性的に不適切な関わりに該当する行為で他職種と比べ深刻な事例としてとらえないという特徴がみられたが、これは注目すべき点である。

三つめは、児童相談所専門職員は他職種と比べ必ずしも意識が高いとはいえない結果であった。

看護婦は、「親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている」に関して、「虐待または放任である」とする他職種が9.1%～33.2%であるところを、44.0%、「子どもに『あんたなんか生まれてこなければ良かった』としばしば言う」では、他職種が24.8%～35.1%のところ、40.8%と回答割合が高い。医師と比べるとそれぞれ15%程度の開きがある。「親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない」でも、「虐待または放任である」とする児童相談所専門職員が13.5%であるところ、看護婦は41.6%であった。

一方、医師は、「親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく」で「虐待または放任である」が57.2%と群を抜いて高い。しかし、「子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない」では、6.2%と「虐待または放任の疑いがある」とあわせても他職種と比べ低い。

保母・保父が、「虐待または放任である」とする割合

表5 職種間の回答反応の差異一覧(問A)

問A 左記の行為を虐待や放任だと思いますか

No	事例
職種間の差異がほとんどなかったピネット	
p A 7	子どもの腹を足で蹴り上げる
e A12	子どもが嫌がるのに、年齢不相应な早期教育を強要する
e A15	太っているのを気にしている子に、親が「お前はいつ見てもデブだね」と言う
e A25	子どもに「あんたなんか生まれてこなければ良かった」としばしば言う
p A30	親が酒に酔うと、子どもを叩いている
e A36	罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる
p < 0.05	
e A28	子どもの話し掛けを一切無視して答えない
n A34	親が子どもの世話をいやがり、ミルクを与える回数が不足している
p < 0.01	
e A 8	他のきょうだいと比べて「お前はダメだ」という
p A20	親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた
e A29	「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突き付ける
e A31	罰として、子どもの頭をつるつるに剃る
n A38	親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事を作らない
p < 0.001	
n A 1	親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく
p A 2	罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく
n A 3	親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている
e A 4	乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない
n A 5	夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける
s A 6	親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る
n A 9	子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない
s A10	親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる
p A11	親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった
n A13	親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている
p A14	子どもにタバコの火を押しつける
s A16	親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる
s A18	親が18歳未満の子どもと性交する
n A19	幼児同志が刃物で遊んでいるのに止めない
e A21	親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている
p A22	罰として、子どもに長時間正座させる
n A23	子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない
s A24	親が思春期の娘の胸を愛撫する
n A26	親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない
n A27	子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く
n A32	家出した子どもが帰ってきてても、家に入れない
s A33	親が子どもの性器を愛撫する
s A35	親が性交の様子なども含めて自分の異性体験について子どもに話す
n A37	子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れていかない
p A39	親が子どもを叩いたら、あざが出来た
s A40	親が子どもにポルノビデオを見せる

* 左行端の記号表記について

p: 身体的虐待 s: 性的虐待 n: ネグレクト e: 心理的に不適切な関わり

表6 職種間の回答反応の差異一覧(問B)

問B 児童福祉の現業機関に連絡や通告をする必要があると思いますか

No	事例
職種間の差異がほとんどなかったビンネット	
p B 7	子どもの腹を足で蹴り上げる
e B 8	他のきょうだいと比べて「お前はダメだ」という
n B 9	子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない
e B15	太っているのを気にしている子に、親が「お前はいつ見てもデブだね」と言う
s B16	親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる
n B27	子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く
e B29	「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突き付ける
p B30	親が酒に酔うと、子どもを叩いている
n B34	親が子どもの世話をいやがり、ミルクを与える回数が不足している
n B37	子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れていかない
p < 0.05	
n B19	幼児同志が刃物で遊んでいるのに止めない
e B21	親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている
e B25	子どもに「あんたなんか生まれてこなければ良かった」としばしば言う
e B36	罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる
n B38	親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事を作らない
p < 0.01	
s B35	親が性交の様子なども含めて自分の異性体験について子どもに話す
p B39	親が子どもを叩いたら、あざが出来た
s B40	親が子どもにポルノビデオを見せる
p < 0.001	
n B 1	親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく
p B 2	罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく
n B 3	親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている
e B 4	乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない
n B 5	夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける
s B 6	親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る
s B10	親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる
p B11	親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった
e B12	子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育を強要する
n B13	親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている
p B14	子どもにタバコの火を押しつける
s B18	親が18歳未満の子どもと性交する
p B20	親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた
p B22	罰として、子どもに長時間正座させる
n B23	子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない
s B24	親が思春期の娘の胸を愛撫する
n B26	親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない
e B28	子どもの話し掛けを一切無視して答えない
e B31	罰として、子どもの頭をつるつるに剃る
n B32	家出した子どもが帰ってきても、家に入れない
s B33	親が子どもの性器を愛撫する

表7 職種間の回答反応の差異一覧(問C)

問C 児童相談所ではどのような対応をすると良いと思いますか

No	事例
職種間の差異がほとんどなかったピネット	
n C 3	親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている
e C12	子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育を強要する
n C27	子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く
p < 0.05	
n C19	幼児同志が刃物で遊んでいるのに止めない
e C36	罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる
p C39	親が子どもを叩いたら、あざが出来た
p < 0.01	
p C 7	子どもの腹を足で蹴り上げる
e C15	太っているのを気にしている子に、親が「お前はいつ見てもデブだね」と言う
e C29	「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突き付ける
p < 0.001	
n C 1	親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく
p C 2	罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく
e C 4	乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない
n C 5	夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける
s C 6	親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る
e C 8	他のきょうだいと比べて「お前はダメだ」という
n C 9	子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない
s C10	親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる
p C11	親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった
n C13	親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている
p C14	子どもにタバコの火を押しつける
s C16	親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる
s C18	親が18歳未満の子どもと性交する
p C20	親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた
e C21	親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている
p C22	罰として、子どもに長時間正座させる
n C23	子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない
s C24	親が思春期の娘の胸を愛撫する
e C25	子どもに「あんたなんか生まれてこなければ良かった」としばしば言う
n C26	親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない
e C28	子どもの話し掛けを一切無視して答えない
p C30	親が酒に酔うと、子どもを叩いている
e C31	罰として、子どもの頭をつるつるに剃る
n C32	家出した子どもが帰ってきても、家に入れない
s C33	親が子どもの性器を愛撫する
n C34	親が子どもの世話をいやがり、ミルクを与える回数が不足している
s C35	親が性交の様子なども含めて自分の異性体験について子どもに話す
n C37	子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れていかない
n C38	親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事を作らない
s C40	親が子どもにポルノビデオを見せる

			子どもが精神的に不安定なのに、専門家の診断や援助を受けさせない					合計	
			全く問題ない	あまり問題ない	虐待や放任ではないが不適切だ	虐待または放任の疑いがある	虐待または放任である		わからない
職種	児童相談所専門職員	度数	2	9	220	152	51	14	448
		職種 の %	.4%	2.0%	49.1%	33.9%	11.4%	3.1%	100.0%
	保母・保父 (園長含む)	度数		14	157	136	100	26	433
		職種 の %		3.2%	36.3%	31.4%	23.1%	6.0%	100.0%
	医師	度数		6	67	61	9	2	145
		職種 の %		4.1%	46.2%	42.1%	6.2%	1.4%	100.0%
	看護婦	度数		2	48	44	28	3	125
		職種 の %		1.6%	38.4%	35.2%	22.4%	2.4%	100.0%
	保健婦	度数			8	10	3	1	22
		職種 の %			36.4%	45.5%	13.6%	4.5%	100.0%
合計	度数	2	31	500	403	191	46	1173	
	職種 の %	.2%	2.6%	42.6%	34.4%	16.3%	3.9%	100.0%	

			子どもにタバコの火を押しつける				合計
			あまり問題ない	虐待や放任ではないが不適切だ	虐待または放任の疑いがある	虐待または放任である	
職種	児童相談所専門職員	度数			39	413	452
		職種 の %			8.6%	91.4%	100.0%
	保母・保父(園長含む)	度数		8	49	379	436
		職種 の %		1.8%	11.2%	86.9%	100.0%
	医師	度数	2		5	138	145
		職種 の %	1.4%		3.4%	95.2%	100.0%
	看護婦	度数			6	119	125
		職種 の %			4.8%	95.2%	100.0%
保健婦	度数			4	18	22	
	職種 の %			18.2%	81.8%	100.0%	
合計	度数	2	8	103	1067	1180	
	職種 の %	.2%	.7%	8.7%	90.4%	100.0%	

			親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる					合計
			あまり問題ない	虐待や放任ではないが不適切だ	虐待または放任の疑いがある	虐待または放任である	わからない	
職種	児童相談所専門職員	度数		14	44	393	1	452
		職種 の %		3.1%	9.7%	86.9%	.2%	100.0%
	保母・保父(園長含む)	度数		113	49	257	14	433
		職種 の %		26.1%	11.3%	59.4%	3.2%	100.0%
	医師	度数	1	4	12	128		145
		職種 の %	.7%	2.8%	8.3%	88.3%		100.0%
	看護婦	度数		15	9	99	1	124
		職種 の %		12.1%	7.3%	79.8%	.8%	100.0%
	保健婦	度数			1	21		22
		職種 の %			4.5%	95.5%		100.0%
合計	度数	1	146	115	898	16	1176	
	職種 の %	.1%	12.4%	9.8%	76.4%	1.4%	100.0%	

			親が18歳未満の子どもと性交をする					合計
			全く問題ない	あまり問題ない	虐待や放任ではないが不適切だ	虐待または放任の疑いがある	虐待または放任である	
職種	児童相談所専門職員	度数			7	7	431	449
		職種の %			1.6%	1.6%	96.0%	100.0%
	保母・保父（園長含む）	度数	1	2	84	24	299	435
		職種の %	.2%	.5%	19.3%	5.5%	68.7%	100.0%
	医師	度数		1	8	9	124	144
		職種の %		.7%	5.6%	6.3%	86.1%	100.0%
看護婦	度数				12	7	103	125
	職種の %				9.6%	5.6%	82.4%	100.0%
保健婦	度数				1	1	20	22
	職種の %				4.5%	4.5%	90.9%	100.0%
合計		度数	1	3	112	48	977	1175
		職種の %	.1%	.3%	9.5%	4.1%	83.1%	100.0%

			親が子どもの性器を愛撫する				合計
			あまり問題ない	虐待や放任ではないが不適切だ	虐待または放任の疑いがある	虐待または放任である	
職種	児童相談所専門職員	度数		9	33	410	452
		職種の %		2.0%	7.3%	90.7%	100.0%
	保母・保父（園長含む）	度数	1	78	39	305	436
		職種の %	.2%	17.9%	8.9%	70.0%	100.0%
	医師	度数	1	5	20	119	145
		職種の %	.7%	3.4%	13.8%	82.1%	100.0%
看護婦	度数			7	10	106	125
	職種の %			5.6%	8.0%	84.8%	100.0%
保健婦	度数				1	21	22
	職種の %				4.5%	95.5%	100.0%
合計		度数	2	99	103	961	1180
		職種の %	.2%	8.4%	8.7%	81.4%	100.0%

			親が子どもにポルノビデオを見せる				合計
			あまり問題ない	虐待や放任ではないが不適切だ	虐待または放任の疑いがある	虐待または放任である	
職種	児童相談所専門職員	度数	2	170	145	121	450
		職種の %	.4%	37.8%	32.2%	26.9%	100.0%
	保母・保父（園長含む）	度数	3	241	64	104	436
		職種の %	.7%	55.3%	14.7%	23.9%	100.0%
	医師	度数	1	54	34	53	145
		職種の %	.7%	37.2%	23.4%	36.6%	100.0%
看護婦	度数		1	51	35	34	125
	職種の %		.8%	40.8%	28.0%	27.2%	100.0%
保健婦	度数		1	4	7	8	22
	職種の %		4.5%	18.2%	31.8%	36.4%	100.0%
合計		度数	8	520	285	320	1178
		職種の %	.7%	44.1%	24.2%	27.2%	100.0%

が他職種と比べ高かったピネットは、「幼児同士が刃物で遊んでいるのに止めない」51.6%、「罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく」42.2%であった。しかし、「子どもにタバコの火を押しつける」では保健婦をのぞく他職種が91.4%～95.2%であるところ、86.9%で、「親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる」、「親が18歳未満の子どもと性交する」、「親が子どもの性器を愛撫する」、「親が子どもにポルノビデオを見せる」という一連の性的に不適切な関わりについて、「虐待または放任である」とするのは、他職種と比べ、少ないもので1割、多いもので3割の差があるのが大変特徴的である。

児童相談所専門職員が相対的に「虐待または放任の疑いがある」とする割合が高かったのは、「親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る」で他職種が2.5%～6.9%のところ、18.9%であった。

5. 考察

深刻度の高い行為でも職種間やピネットにより回答にばらつきがみられ、子どもに関わる専門職であってもマルトリートメント全体に関する認識・判断の共通枠組みがないことが明らかになった。これは、不適切な関わりへの社会的なインターベンションが多職種間のチームアプローチではなく、個々の現場でばらばらに対応している現状を反映しているといえよう。

そのなかでも、医師が必ずしも医療的ネグレクトへの関心が高いとはいえない状況や、保母・保父の性的に不適切な関わりへの意識の低さなど、当該テーマへの研究と対応だけでなく、問題意識とその対応技法をを高めていく教育・研修プログラムの整備・充実も必要であることを示唆している。

どのようなおとなの子どもへの行為や関わりが不適切であるか基準を設定するのは難しい作業であるが、社会的インターベンションをはかるには、一定の社会的合意と対応する専門職者間の認識の共有化が前提となる。その点で、まだわが国の取り組みは緒についたばかりであるということが、調査結果から浮かび上がってきた。

今年度の調査で、マルトリートメントに関する専門職の意識の差異の一端を明らかにすることができたが、より詳細なデータ解析が必要である。3年間の本プロジェクト研究は一つの区切りを迎えたが、引き続き、弁護士、裁判所職員など他職種や一般の市民を対象にしたピネット調査と平行して具体的なアセスメント基準作成に取り組む予定である。

註・引用文献

- 1) 高橋重宏、庄司順一、千賀悠子、須永進、益満孝一、加藤純、木村真理子、栃尾 勲:「子どもへの虐待に関する社会的インターベンションのあり方(1)ー子どもへの虐待の概念・定義の検討ー」, 日本総合愛育研究所紀要 第31集, pp. 79-89、1995.
- 2) 高橋重宏、庄司順一、中谷茂一、加藤純、澁谷昌史、木村真理子、益満孝一、栃尾 勲、北村定義:「子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2)ー新たなフレームワークの提示とピネット調査を中心にー, 日本総合愛育研究所紀要 第32集, pp. 87-106、1996.
- 3) 2)に同じ。p. 90

参考文献

- 1) Atterbury-Bennet, J.: Child sexual abuse: Definitions and interventions of parents and professionals, Dissertation Abstracts International: 49, p. 2369, 1987.
- 2) Dolder, S. J. L.: Differential attitudes toward punishment and child abuse, Dissertation Abstracts International, 36, p. 3598, 1976.
- 3) Georgia L. Hartman, Henry Karlson, Roberta A. Hibbard: Attorney attitudes regarding behaviors associated with child sexual abuse, Child Abuse & Neglect, Vol. 18, No. 8, Pergamon Journals Ltd., pp. 657-662, 1994.
- 4) Giovannoni, J. M., & Becerra, R. M.: Defining child abuse, New York: Free Press, 1979.
- 5) Hazzard, A., & Rupp, G.: A note on the knowledge and attitudes of professional groups toward child abuse, Journal of Community Psychology, 14, pp. 219-223, 1986.
- 6) Kenneth W. Feldman, Caren Monastersky, George K. Feldman: When is childhood drowning neglect?, Child Abuse & Neglect, Vol. 17, Pergamon Journals Ltd., pp. 329-336, 1993.
- 7) Ministry of Community and Social Services: Children First Report of The Advisory Committee on Children's Services, 1990. (訳) 高橋重宏監修: まず、子どもを子どものためのサービス諮問委員会報告, 日本総合愛育研究所, 1994.
- 8) Nico Trocme et al.: Ontario Incidence Study of Reported Child Abuse & Neglect, The Institute for the Prevention of Child Abuse, 1994.
- 9) Wendy, S. R., Denise, H., & Elizabeth, A.: Child abuse

e and Neglect, 1989. The Open University, (Martin Loney: 「第6章 社会との関係でとらえる児童虐待」.

(訳) 福 知栄子、中野敏子、田澤あけみ他: 児童虐待への挑戦: pp. 82-84、法律文化社、1993.)

10)大阪府児童虐待対策検討会議『被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル(第1次版)』大阪府福祉部児童福祉課、1990.

11)加藤曜子「児童虐待アセスメント指標の諸課題」『社会福祉学』35-1、pp. 59-76、1994.

12)児童虐待調査研究会編:『児童虐待』、財団法人日本児童問題調査会、1985.

13)高橋重宏、中谷茂一、益満孝一、木村真理子:「子どもへの虐待の概念に関する検討—『児童虐待』から『子どもへの不適切な関わり(Child Maltreatment)』へ—」. 駒澤社会学研究 第28号: pp. 79-89、駒澤大学社会学科、1996.

14)高橋重宏、坂田周一、東條光雅、中谷茂一: マルトリートメントに関する児童相談所専門職員の意識、駒澤社会学研究 第29号: pp. 45-65、駒澤大学社会学科、1997.

15)東京都福祉局子ども家庭部計画課『子どもの虐待防止マニュアル』東京都情報連絡室、1995.

16)西澤哲『子どもの虐待』誠信書房、1994.

※調査にご協力いただいた各専門職の方にこの場を借りてお礼申し上げます。

本プロジェクト研究は、前述の執筆分担者の他に、次のメンバーによって構成されている。網野武博(東京経済大学)、安梅勅江(国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所)、イト・ペング・ソレンソン(北星学園大学)、池本美香(さくら総合研究所)、小笠原彩子(弁護士)、呉裁喜(東京大学大学院博士課程)、川井尚(日本総合愛育研究所)、柏女靈峰(淑徳大学)、木村真理子(東海大学)、澁谷昌史(上智社会福祉専門学校)、杉本美奈子(こども未来財団)、千賀悠子(日本総合愛育研究所)、朽尾勲(立正大学)、阿和嘉男(緑寿園)、益満孝一(日本総合愛育研究所)、村田一昭(川崎市南部児童相談所)。